

# 電波監理審議会（第923回）議事要旨

## 1 日 時

平成19年10月3日（水）15：00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子、濱田 純一

### (2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

### (3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長、他

## 4 議 事 模 様

### (1) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

（諮問第36号）

インマルサットB G A N型無線設備における船舶搭載用及び車載用無線設備の導入に伴う省令案について、次のとおり総務省より説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

#### ア 総務省の説明

本件は、海上及び陸上移動中の高速通信需要に対応するため、インマルサットB G A N型移動衛星通信システムについて、既存の携帯端末用無線設備に加え、人工衛星の自動追尾機能を有し船舶搭載及び車載を可能とするアンテナを使用した無線設備を導入するために、関係規定の整備を行うものである。

インマルサットシステムとは、1982年にインマルサット条約に基づく国際機関であった国際海事衛星機構がLバンドの周波数帯を用い、船舶向けに全世界的にサービスを開始した移動体衛星通信システムのことである。

本システムにおけるサービス開始当初は、インマルサットAという船舶のみのサービスであったが、その後、1989年からは陸上移動体向け、翌1990年からは航空機向けのサービスも開始し、さらに、技術的にもアナログからデジタル化が図られるとともに、データ転送の高度化、端末の小型化が図られ、現在は陸上系のB G A N型が最速となっている。

今回導入するB G A N型については、人工衛星を自動的に追尾する機能を有するアンテナを搭載することにより、船舶及び自動車の運行中における利用を可能とするものである。

本件の内容については、現在のインマルサットB G A N型無線設備としては、既存の携帯端末用のインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備の規定に、船舶搭載用及び車載用アンテナの技術的条件を追加することとし、主として船舶に設置される無線設備の空中線と、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される無線設備の空中線について、この2種類の空中線の技術的条件を追加するために、無線設備規則の一部を改正するものである。

本省令案の施行は、公布の日をもって施行の日とすることとしている。

#### イ 主な質疑応答

- ・ 移動中にインターネットに接続する場合に、以前利用したシステムではトンネルに入ると通信が途切れてしまい、途中まで取得したデータについて、通信を最初からやり直さなければならなかったが、今回諮問のシステムの場合はどのようなになるのか、との質問に対し、確認の上、詳細については確認する、との回答があった。

#### (2) その他

総務省より2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画認定に係るヒアリング予定について報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)